

令和3年9月1日
総務部

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに整備した「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」において、報酬月額
の計算方法の規定に誤りが確認されたため、条例を一部改正する。

2 改正内容

会計年度任用職員の報酬月額の計算方法について、「週の勤務時間に基づく
計算方法」から「月の勤務時間に基づく計算方法」に改正する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

公布の日（令和2年4月1日に遡及し適用）

5 経緯

地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月1日付で一般職
の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入された。

制度制定にあたって、特別区人事・厚生事務組合から条例準則が示され、そ
の中では、多くの区が週を単位として非常勤職員の勤務日数を定めていたこ
とから、報酬月額の計算方法は「週の勤務時間に基づく計算方法」とされてい
た。

一方、世田谷区では、月を単位として非常勤職員の勤務日数を定めていたこ
とから、当区の実態に合わせた制度設計とするために、特別区人事・厚生事務
組合と調整のうえ、「月の勤務時間に基づく計算方法」を用いることとした。

しかし、令和元年第3回定例会に提案した条例案では、当該規定について、
規定の修正を見落とした条例準則案のまま提案し、可決・公布された。

6 遡及適用について

令和2年4月1日の制度導入以降、現在に至るまで、会計年度任用職員の募
集時に示している報酬月額や任用書類上に記載している報酬月額は、本来意
図していた「月の勤務時間に基づく計算方法」で算出された金額が示されてい
る。このことから本来の実態に合わせた改正を行うとともに、遡及適用する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p> <p>改正 令和2年11月30日条例第51号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (省略)</p> <p>第5条 月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該会計年度任用職員について定められた<u>1月当たり</u>の勤務時間を<u>162.75</u>で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (省略)</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p> <p>改正 令和2年11月30日条例第51号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (省略)</p> <p>第5条 月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該会計年度任用職員について定められた<u>1週間当たり</u>の勤務時間を<u>38.75</u>で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 (省略)</p>